

菊川市総合教育会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、法第1条の4第1項の規定により設置する菊川市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）その運営に関し必要な事項を定める。

(招集)

第2条 市長は、総合教育会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び協議・調整を行う事項を教育委員会に通知する。

2 教育委員会は、法第1条の4第4項の規定に基づき、市長に対し、協議すべき具体的な事項を示した上で総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第3条 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要と認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第4条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があるとき又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第5条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 開催した日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議・調整が行われた事項及び内容
- (4) その他必要と認める事項

2 議事録は、公表する。ただし、個人の秘密を保つため必要があるとき又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公表とすることができる。

(事務局)

第6条 総合教育会議の事務局を総務部総務課に置く。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この規程は、平成27年5月25日から施行する。